

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

四国中央市は、住民税非課税世帯等に対する緊急支援給付金支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

愛媛県四国中央市

## 公表日

令和7年12月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。  (1)令和5年度四国中央市物価高騰対策支援給付金(住民税均等割のみ課税世帯・10万円/世帯支給事務)【令和6年6月25日終了】 (2)令和6年度四国中央市物価高騰対策支援給付金(新たに住民税非課税世帯、住民税均等割のみ課税世帯・10万円/世帯支給事務)【令和6年10月30日終了】 (3)四国中央市低所得者支援及び定額減税補足給付金(調整給付金)【令和6年10月31日終了】 (4)令和6年度四国中央市物価高騰対策支援給付金(住民税非課税世帯・3万円/世帯支給事務)【令和7年7月28日終了】
③システムの名称	臨時給付金システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
・四国中央市物価高騰対策支援給付金(住民税均等割のみ課税世帯分)支給対象者ファイル 宛名情報ファイル ・四国中央市物価高騰対策支援給付金(新たに住民税非課税世帯、住民税均等割のみ課税世帯分)支給対象者ファイル 宛名情報ファイル ・四国中央市低所得者支援及び定額減税補足給付金(調整給付金)支給対象者ファイル 宛名情報ファイル ・四国中央市物価高騰対策支援給付金(住民税非課税世帯分)支給対象者ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号利用法第9条第1項 別表135の項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	(1)(2)(4)福祉部生活福祉課 (3)政策部税務課
②所属長の役職名	(1)(2)(4)福祉部生活福祉課 (3)政策部税務課
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	四国中央市総務部総務調整課 愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号 0896-28-6002
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	(1)(2)(4)四国中央市福祉部生活福祉課 愛媛県四国中央市三島宮川4-6-55 0896-28-6023 (3)四国中央市政策部税務課 愛媛県四国中央市三島宮川4-6-55 0896-28-6009

## 9. 規則第9条第2項の適用

[ ]適用した

適用した理由

## II しきい値判断項目

## 1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> [ 1,000人以上1万人未満 ] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月5日 時点

## 2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]         <選択肢> 1) 500人以上      2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月5日 時点

## 3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]         <選択肢> 1) 発生あり      2) 発生なし
--	--

## III しきい値判断結果

## しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	------------------------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[  人手を介在させる作業はない ]

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、必ず複数人での確認を行った上で課長の最終確認を経ることとしている。

## 9. 監査

実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> 自己点検 ]	[ <input type="checkbox"/> 内部監査 ]	[ <input type="checkbox"/> 外部監査 ]
-------	---	-----------------------------------	-----------------------------------

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	---------------------------------------	---

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[  全項目評価又は重点項目評価を実施する ]

最も優先度が高いと考えられる対策		[ 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 ]  <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
------------------	--	--

当該対策は十分か【再掲】	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員を限定している。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

变更箇所